

論文式試験及び口述試験合格者に対する
成績通知の拡充について

現在行っている成績通知の様式

・ 短答式試験

対象者

短答式試験受験者(合格者及び不合格者(試験科目を1科目でも受験しなかった者を除く))のうち成績通知を希望する者

氏名	法務 太郎	
試験地	東 京	
受験番号	1 2 3 4 5 6	
平成15年度司法試験 第二次試験短答式試験		
成 績 通 知 書		
受験科目	得点	成績区分
憲 法	1 4	B
民 法	1 6	A
刑 法	1 0	D
総 合	4 0	B
順 位	1 1 6 8 4	

成績区分の表示
成績区分は、各得点の順位(合格者を含む。)により、次のとおりです。

9,000位までを A
9,001位から12,000位までを B
12,001位から15,000位までを C
15,001位から18,000位までを D
18,001位から21,000位までを E
21,001位以下を F

なお、同点の者が複数いることにより、その得点の区分が2段階にかかる場合は、上位の成績区分によって表示した。

・ 論文式試験

対象者

論文式試験不合格者(試験科目を1科目でも受験しなかった者を除く)のうち成績通知を希望する者

氏名	試験 一郎	
試験地	東 京	
受験番号	1 2 3 4	
平成15年度司法試験 第二次試験論文式試験		
成 績 通 知 書		
受験科目	成績区分	
憲 法	F	
民 法	C	
商 法	G	
刑 法	A	
民事訴訟法	A	
刑事訴訟法	A	
総 合	B	
得 点	1 3 6 . 6 2	
順 位	2 2 4 5	

成績区分の表示
成績区分は、各得点の順位(合格者を含む。)により、次のとおりです。

2,000位までを A
2,001位から2,500位までを B
2,501位から3,000位までを C
3,001位から3,500位までを D
3,501位から4,000位までを E
4,001位から4,500位までを F
4,501位以下を G

なお、同点の者が複数いることにより、その得点の区分が2段階にかかる場合は、上位の成績区分によって表示した。

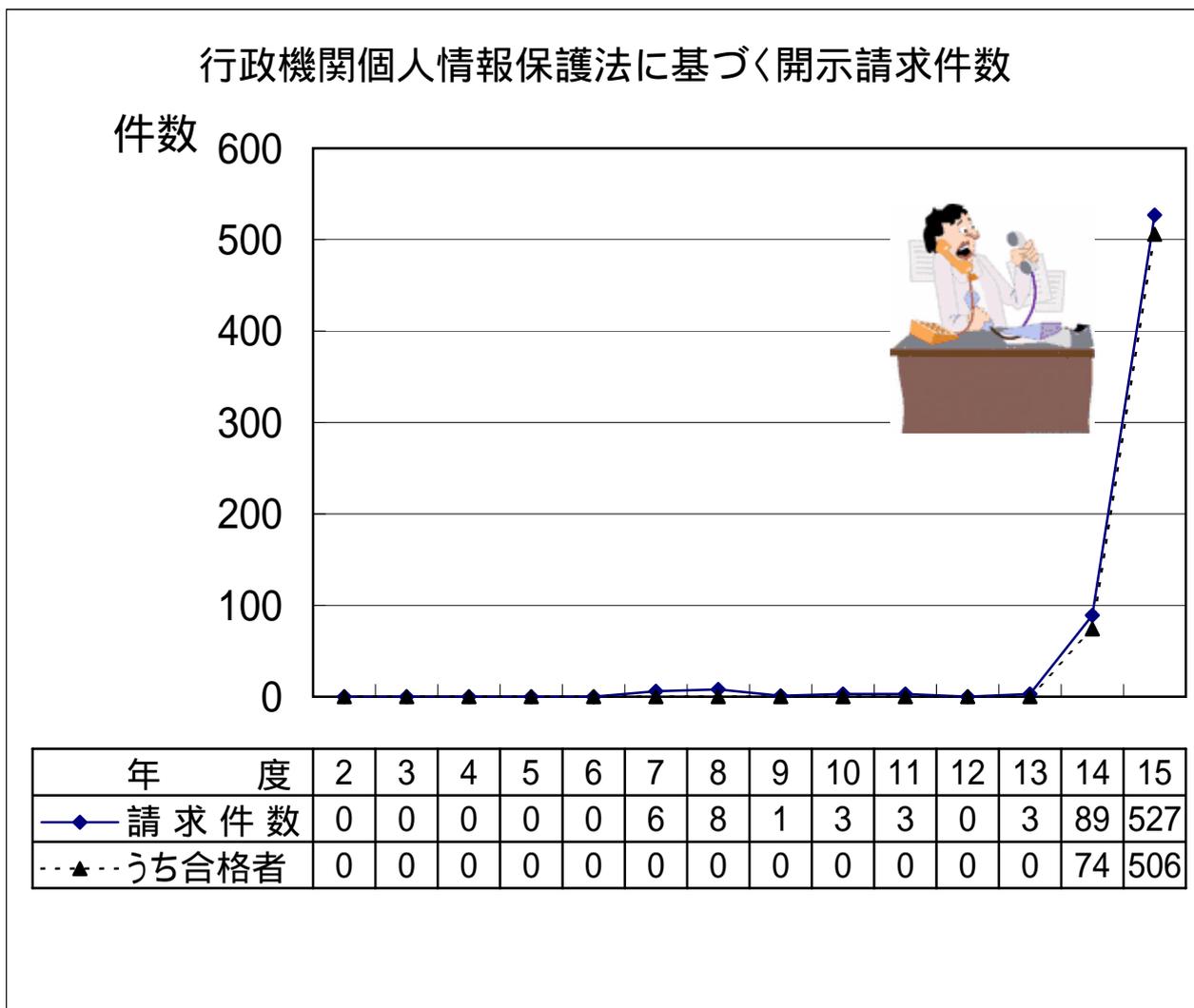
・ 口述試験

対象者

口述試験不合格者(試験科目を1科目でも受験しなかった者を除く)のうち成績通知を希望する者

氏名	司 法子	
試験地	東 京	
受験番号	1 2 3	
平成15年度司法試験 第二次試験口述試験		
成 績 通 知 書		
得 点	2 9 5	
順 位	9 9 1	

個人情報開示請求件数の増加



(注) 1 平成15年度は平成16年1月末日現在の請求件数を示す。

2 「うち合格者」とは、「請求件数」に占める最終合格者からの請求件数を示す。

合格者に対する成績通知の案

- ・ 最近における試験情報の開示の流れを考慮
- ・ 個人情報に対する関心の高まり
- ・ 個人情報へのアクセス権

案1

順位ランク

総合得点

総合順位

案2

順位ランク

総合得点

案3

順位ランク